

亀山市告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年8月7日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 40110
- 3 路線名 古裏停車場線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
関町木崎字町南2 47番2地先から 関町木崎字町南2 46番3地先まで	旧	13.55	最小	3.47
			最大	4.27
	新	13.55	最小	6.43
			最大	6.78

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41225
- 3 路線名 南裏北線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
関町木崎字町南2 47番2地先から 関町木崎字町南5 16番3地先まで	旧	4.73	最小	2.12
			最大	2.15
	新	4.73	最小	3.45
			最大	6.39

